

○経常建設共同企業体に関する取扱いについて(通知)

(平成10. 4. 1施第562号会計課長通知本省局部課長, 所管各庁の長あて)

法務省所管契約事務取扱規程の一部を改正する訓令(平成10年法務省会訓第347号大臣訓令)の施行に伴う経常建設共同企業体(法務省所管契約事務取扱規程(平成6年法務省会訓第1344号大臣訓令。以下「契約規程」という。))第14条第3項に規定するものをいう。以下「経常JV」という。)に関する取扱いを下記のように定めたので, その適切な実施に配意願います。

記

1 経常JVの対象工事

経常JVの施行対象工事は, 原則として, 各構成員の等級(契約規程別表第3第2号の「資格区分」欄に掲げるものをいう。以下同じ。))のうち最上位の等級に対応する契約規程別表第3第2号の「参加できる工事等の予定価格の範囲」欄に掲げられた金額と経常JVの等級に対応する同欄に掲げられた金額の範囲の規模の工事とするものとする。

2 経常JVの指名等

- (1) 指名競争に付そうとする場合において, 経常JVが次の各号に該当すると認められるときは, 当該経常JVを指名しないものとする。
 - ア 単一企業の単なる受注機会の増大を図るための方便と認められるとき。
 - イ 工事の適切な遂行が期待できないと認められるとき。
 - ウ 平成6年12月27日付け法務省会第1345号当職依命通達「法務省所管契約事務取扱規程の運用について」第14条関係第1項第2号の要件を欠くと認められるとき。
- (2) 一つの指名競争において, 経常JVとその構成員の両名を指名しないものとする。
- (3) 経常JVを契約の相手方とする場合は, 契約締結の前に別紙様式による「経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の副本を提出されるものとする。

別 紙

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

発注に係る下記工事については, 経常建設共同企業体協定書第8条の規定により, 当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし, 当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | |
|---------|------|---|
| 1 工事の名称 | 工事 | |
| 2 出資の割合 | 株式会社 | % |

株式会社 %

株式会社外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

経営建設共同企業体

代表者	株式会社	代表取締役	印
	株式会社	代表取締役	印